

(写)

国土動指第19号

平成24年6月21日

別紙業界団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」の改正について

「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」（以下「適用の考え方」という）については、平成16年12月2日付で告示された「国土交通省所管分野に係る個人情報保護に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を補充する機能を持つものとして、平成16年7月に学識経験者、事業者団体及び行政関係者を構成メンバーとして設置された「不動産業における個人情報保護のあり方に関する研究会」の研究成果として、平成17年1月14日に公表され、各業界団体に対しても同日付で周知しているところである。

今般、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月国民生活審議会）及び「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について（平成20年個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）」を踏まえ、ガイドラインが改正されたほか、解説・事例集が追記され、平成24年3月30日付で公布、施行されたことに伴い、「適用の考え方」についても平成24年6月21日に必要な改正がなされたところである（別添参照）。

については、各業界団体におかれては、改正後の「適用の考え方」について、傘下の事業者に周知を図られたい。

別紙

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長
社団法人全日本不動産協会理事長
一般社団法人不動産流通経営協会理事長
一般社団法人日本住宅建設産業協会理事長
一般社団法人不動産協会理事長
社団法人全国住宅建設産業協会連合会会長
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会会長
公益社団法人不動産保証協会理事長
公益財団法人東日本不動産流通機構理事長
社団法人中部圏不動産流通機構会長
社団法人近畿圏不動産流通機構会長
社団法人西日本不動産流通機構会長
財団法人不動産適正取引推進機構理事長
公益財団法人不動産流通近代化センター理事長